

厳しい経営環境下にある個人事業主へ支援金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少し、国の持続化給付金の給付を受ける個人事業者に対し、市独自の支援策として「志木市個人事業者支援金」をを支給します。

対象者

- ①持続化給付金の給付を受ける市内在住の個人事業主(フリーランス含む)
 - ②自らが代表者である法人で、かつ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた法人に対する減免措置として、令和2年の志木市の法人市民税について、均等割額の減免の適用を受ける法人から報酬等を受けていない者
- ※①②両方の要件を満たす必要があります。

国の持続化給付金の主な支給要件

- 1)新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上げが前年同月比で50%以上減少している者
- 2)2019年以前から事業による収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者

支給額

1事業主あたり5万円

申請期限

令和2年12月28日まで(郵送必着)

郵送いただくもの

- ・志木市個人事業者支援金支給申請書(兼請求書)① ※市ホームページからダウンロードできます
- ・持続化給付金の給付を証する書類の写し②
※持続化給付金給付決定通知書(振込みのお知らせ)又は振込みを確認できる通帳の写し
- ・令和元年確定申告書第1表及び第2表の写し③

■個人事業者支援金支給申請にあたって送付いただくもの■

①個人事業者支援金支給申請書

②持続化給付金給付決定通知書の写し

③令和元年確定申告書第1表及び第2表の写し

申請・問合せ先

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則郵送で受け付けます。①から③の必要書類をご用意のうえ、下記まで郵送で申請をお願いします。

志木市市民生活部産業観光課 緊急経済対策事業担当

〒353-8501 志木市中宗岡1-1-1

TEL048(473)1111 内線2173・2174 受付:平日午前8時30分~午後5時15分

FAX048(474)7009 E-mail:sankan@city.shiki.lg.jp

申請に関する個別のご相談は予約制で承ります。事前に電話でご予約ください。